

医政第730号
平成24年10月4日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公 印 省 略)

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
施行に伴う適切な対応について

このことについて、厚生労働省医政局総務課から別添のとおり通知がありましたので、関係部局と連携しつつ、適切な対応をお願いしますとともに、関係機関等に対する周知をお願いします。

なお、下記関係団体へは別途周知しておりますので、申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
社団法人 熊本県薬剤師会
社団法人 熊本県看護協会
一般社団法人 全日本病院協議会熊本県支部
熊本県公的病院長会
全国自治体病院協議会熊本県支部

医療政策課 総務・医事班(担当:富野)

TEL: 096-333-2205

FAX: 096-385-1754

メール: tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp

事務連絡
平成 24 年 9 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
施行に伴う適切な対応について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）の成立を踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について」（平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」（平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号大臣官房地方課長、雇児発 0924 第 2 号雇用均等・児童家庭局長、社援発 0924 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）が通知されたところですが、本年 10 月 1 日の法の施行に当たって、適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、貴管内の医療機関に対し、公布通知に記載されている事項について改めて周知するとともに、貴管内の保健所設置市及び特別区に対しても周知願います。

また、障害者虐待の防止に向けた取組を進めるに当たっては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成 24 年 10 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）を参考にし、関係部局と連携しつつ、適切な対応をお願いします。

<参考資料>

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」（平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行

について」(平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号大臣官房地方課長、雇
児発 0924 第 2 号雇用均等・児童家庭局長、社援発 0924 第 5 号厚生労働省社
会・援護局長通知)

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(平成 24 年 10 月厚生
労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室)

<参考資料の掲載URL>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/